

○国土交通省告示第九百七十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件

建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 平成十二年建設省告示第千三百四十七号第二
- 二 平成十二年建設省告示第千三百四十九号第一ただし書及び第二
- 三 平成十二年建設省告示第千四百六十号ただし書
- 四 平成十三年建設省告示第千五百四十号第四第三号ただし書、第七号ロ、第九号及び第十号、第五第一号及び第七号ただし書並びに第七第二号ただし書、第九号ロ、第十号及び第十二号

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等

の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。